

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

記

事 故 の 概 要	平成 29 年 10 月 16 日、午前 10 時 30 分頃、君津市久留里市場 322 番 1 地先、市道で発生した車両損傷事故。 相手方所有の軽乗用車が、走行中、舗装路面がはがれてできたくぼみに車輪を落とし、タイヤを破損したもの。
和 解 の 相 手 方	個人（袖ヶ浦市在住）
和 解 の 条 件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害 20,682 円のうち、10,341 円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専 決 年 月 日	平成 29 年 11 月 16 日

平成 29 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦